

国・新潟県・政令市の学校規模の基準

1 国の考え

- (1) 学校教育法施行規則(第41条, 79条)
 - ・12学級以上18学級以下
- (2) 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(第4条)
 - ・12学級以上18学級以下
 - ・5学級以下の学級数の学校との統合の場合は, 12学級以上24学級以下

2 県の考え

- (1) 小中学校適正配置基準(昭和48年新潟県教育長通知)
 - ・12学級以上18学級以下
- (2) 新潟県市町村小・中学校望ましい教育環境整備検討会議(平成20年1月)
 - ・法令等に基づく標準的な学校規模と同等でよい
 - 12学級以上18学級以下

3 他の政令市の考え

札幌市	小学校	18学級以上	24学級以下
	中学校	12 "	18 "
浜松市	小学校	12学級以上	24学級以下
	中学校	12 "	18 "
大阪市	小学校	12学級以上	24学級以下
	中学校	18 "	24 "
神戸市	小学校	12学級以上	24学級以下
	中学校	9 "	18 "
千葉市	小中学校とも	12学級以上	24学級以下
川崎市			"
横浜市			"
静岡市			"
堺市			"
北九州市			"